

平成 22 年水道料金改定に伴う経過措置に係る日割り計算等に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成 22 年豊中市条例第 22 号。以下「一部改正条例」という。）附則第 5 項及び第 8 項に規定する日割りによる算定（以下「日割り計算」という。）その他一部改正条例の規定による経過措置について、必要な事項を定めることを目的とする。
(水量合算の廃止に伴う経過措置に係る日割り計算)

第 2 条 一部改正条例附則第 5 項の規定による料金は、平成 24 年 4 月 1 日又は平成 25 年 4 月 1 日から同日後の最初の定例日までの日数（以下「基準日後実日数」という。）及び 62 から基準日後実日数を減じた日数に応じて日割り計算をした額とする。

2 毎月計量の場合、前項中「62」とあるのは「31」と読み替えるものとする。
(一部改正条例附則第 8 項の規定による日割り計算)

第 3 条 一部改正条例附則第 8 項の規定による料金は、一部改正条例の施行の日（以下「施行日」という。）から同日後の最初の定例日までの日数（以下「施行日後実日数」という。）及び 62 から施行日後実日数を減じた日数に応じて日割り計算をした額とする。

2 毎月計量の場合、前項中「62」とあるのは「31」と読み替えるものとする。
(開栓及び閉栓に係る水道料金の日割り計算の特例)

第 4 条 水道料金算定の基準となる月（以下「基準月」という。）の途中で給水装置の使用を開始（以下「開栓」という。）し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止（以下「閉栓」という。）した場合であって、当該基準月の期間が施行日の前後にまたがる場合における水道料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 開栓した場合（第 3 号に規定するものを除く。） 次に掲げる額の合計額

ア 開栓日から施行日後最初の定例日までに使用した使用水量に基づき、一部改正条例による改正前の豊中市水道事業給水条例（昭和 35 年豊中市条例第 23 号。以下「改正前の条例」という。）第 30 条の規定により算定した水道料金の額に、開栓日から施行日の前日までの日数を乗じ、実使用日数で除して得た額

イ 開栓日から施行日後最初の定例日までに使用した使用水量に 31 を乗じ、実使用日数で除して得た水量を使用水量とみなして豊中市水道事業給水条例（昭和 35 年豊中市条例第 23 号。以下「給水条例」という。）第 28 条の規定により算定した基本料金の額及び従量料金の額の合計額を実使用日数で乗じ、31 で除して得た額に施行日後実日数を乗じ、実使用日数で除して得

た額

(2) 閉栓した場合（次号に規定するものを除く。） 次に掲げる額の合計額

ア 施行日前の最後の定例日から閉栓日までに使用した使用水量に基づき、改正前の条例第30条の規定により算定した水道料金の額に、施行日前の最後の定例日の翌日から施行日の前日までの日数を乗じ、実使用日数で除して得た額

イ 施行日前の最後の定例日から閉栓日までに使用した使用水量に31を乗じ、実使用日数で除して得た水量を使用水量とみなして給水条例第28条の規定により算定した基本料金の額及び従量料金の額の合計額を実使用日数で乗じ、31で除して得た額に施行日から閉栓日までの日数を乗じ、実使用日数で除して得た額

(3) 開栓し、施行日後最初の定例日の前日までに閉栓をした場合 次に掲げる額の合計額

ア 開栓日から閉栓日までに使用した使用水量に基づき、改正前の条例第30条の規定により算定した水道料金の額に、開栓日から施行日の前日までの日数を乗じ、実使用日数で除して得た額

イ 開栓日から閉栓日までに使用した使用水量に31を乗じ、実使用日数で除して得た水量を使用水量とみなして給水条例第28条の規定により算定した基本料金の額及び従量料金の額の合計額を実使用日数で乗じ、31で除して得た額に施行日から閉栓日までの日数を乗じ、実使用日数で除して得た額

（端数計算）

第5条 第2条から前条までの規定により算定した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（下水道使用料の日割り計算）

第6条 下水道使用料の日割り計算については、第4条の規定を準用する。

（実施の細目）

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、豊中市上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から実施する。